

名古屋市告示第432号

景観重要建造物の指定について

景観法（平成16年法律第 110号）第19条第 1項の規定により、景観重要建造物を次のとおり指定しました。

令和 7年 8月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

指定番号	指定年月日	名 称	所 在 地
19号	令和 7年 3月31日	萬乗醸造	緑区大高町字西門田 41

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課